

「災害救助法適用地域」で被災した2027年度入学試験受験生に対する
入学検定料の特別措置について

天理大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、災害救助法適用地域で被災された世帯の受験生を対象とした特別措置を設けております。

詳しくは天理大学入学部入学課までお問い合わせ下さい。

1. 対象者

出願を希望する入学試験の出願開始日から遡って1年以内に指定を受けた災害救助法適用地域で被災された世帯の受験生で、以下に該当する方を対象とします。

- 1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方
- 2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方
- 3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- 4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- 5) 災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、または損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方
- 6) その他災害により学費支弁が著しく困難となったと認められる方

2. 特別措置

被災時以降2027年3月末日までに実施する2027年度入学試験に係る受験生に対して、入学検定料を全額免除いたします。

3. 必要書類

- 1) 入学検定料特別措置申請書（本学所定用紙）（HPよりダウンロード可）
- 2) 被災状況確認書（「罹災証明書」「診断書」等）

4. 申請期限

原則として、各入学試験の出願期間開始日までに必要書類を提出して下さい。

5. 選考方法

提出された書類をもとに審査を行い、学長が決定いたします。

問い合わせ先：天理大学 入学部 入学課（電話 0743-63-2164）